

# 住宅用火災警報器設置促進事業 協力事業者契約書

一般社団法人岸和田市火災予防協会(以下 甲 という)と、下記第 2 条に定める事業者(以下 乙 という)は、甲が実施する住宅用火災警報器設置促進事業(以下 本事業 という)の円滑な実施のため、次のとおり契約(以下 本契約 という)を締結する。

## 第 1 条(目的および適用範囲)

1. 本契約は、岸和田市民の住宅における住宅用火災警報器(以下 機器 という)の設置を促進し、火災から市民の生命と財産を守ることを目的とする本事業に関し、甲と乙の権利義務を定めるものである。なお、本事業は、機器の購入および取付に係る費用の一部を甲が助成する事業である。
2. 本契約に定めのない事項は、住宅用火災警報器設置促進事業実施要綱(以下 要綱 という)および甲が定める住宅用火災警報器設置促進事業 利用規約(以下 利用規約 という)に従うものとし、相互に矛盾が生じる場合は要綱の定めを優先する。

## 第 2 条(定義)

本契約における用語の定義は次のとおりとする。

- 機器:住宅用火災警報器をいう。
- 乙(事業者):本事業に賛同し、機器を取り扱う事業者をいう。
- 事務局:本事業の事務局である岸和田市消防本部予防課をいう。

## 第 3 条(業務の範囲)

1. 乙は、甲の採択を受けた利用者(市民)に対し、次の業務を誠実に行う。
  - 機器の納入(利用者への直接納入)
  - 機器の設置作業(原則として乙が実施。ただし利用者が自ら設置する場合は、取扱説明書に従うよう指導し、取扱い説明を行う)

- 見積の提示、請求、領収書の発行(利用者分および甲助成分の区分明確化)
  - 施工報告書一式の提出(施工写真および領収書写しの添付)
2. 乙は、法令、要綱、利用規約、メーカーの取扱説明書、甲の指示に従い、適切な設置位置・方法により機器を設置するものとする。

## 第4条(費用、単価および支払)

1. 機器は、当該年度製造の煙式住宅用火災警報器とし、単価は流通価格帯を考慮のうえ甲乙協議のうえ決定する。
2. 機器代金の負担は次のとおりとする。
  - 利用者は機器代金の2分の1相当額を乙に支払う。
  - 甲は、残余の機器代金および取付費用を乙に支払う。
3. 取付費用は、機器1個につき3,850円、2個目以降は1個につき1,100円(いずれも税込み)を加算する単価とする。利用者が自ら設置した場合は、当該取付費用の支払対象外とする。
4. 甲の支払は、要綱および本契約に基づき、次条に規定する乙からの請求と甲の検収完了後翌月末日までに、乙指定の方法により行う。
5. 助成の内容は予算の範囲内で実施し、予算の状況により変更または終了することがある。この場合の取扱いは第11条に従う。

## 第5条(見積・請求・領収)

1. 利用者の自己負担分について、乙は見積・請求を提示のうえ受領し、領収書を発行する。
2. 甲助成分について、乙は本事業完了後、次条の施工報告を添えて甲に請求し、甲の検収完了後に支払を受ける。

## 第6条(施工報告・検収)

1. 乙は、施工完了後、施工写真に利用者分領収書の写しを添付し、甲へ報告する。

2. 甲は、要綱に基づく確認を行い、適合と認めた場合に限り助成相当額を支払う。
3. 乙は、助成事務の適正な実施のため、甲または事務局による設置状況の確認に協力する。

## 第 7 条(連絡体制・事務局)

本事業の事務局は岸和田市消防本部予防課とし、申込み方法、審査、施工等に関する連絡・協議は同課を通じて行う。

## 第 8 条(個人情報の取扱い・秘密保持)

1. 甲は、本事業の審査・選定、施工管理、助成金支払、統計処理等の目的の範囲で、申込書等に記載された個人情報を取り扱う。
2. 乙は、甲から提供を受け又は業務遂行上知り得た個人情報・機微情報を、本事業の遂行目的の範囲内でのみ利用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者提供しないものとする。
3. 乙は、本事業が終了したら、前 2. に関する情報が記録された媒体は、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。
4. 乙は、本条の義務を履行するため、従業員・下請先への教育・誓約取得等の必要な措置を講ずる。

## 第 9 条(遵守事項・禁止事項)

1. 乙は、申込内容に虚偽がある行為、助成の趣旨に反する不正な受給、同一世帯による重複申請の助長、正当な業務の妨害その他本事業の適正な運営を害する行為を行ってはならない。
2. 乙は、関係法令、要綱、利用規約、甲の指示、メーカーの取扱説明書に従い、本事業を遂行する。

## 第 10 条(瑕疵・保証・責任)

1. 機器の瑕疵および設置工事の不具合に関しては、メーカー保証および乙の責任範囲において対応するものとし、これを超える損害について甲は責任を負わない。
2. 機器の効果は火災の未然防止や被害縮小を保証するものではなく、不適切な使用・維持管理に起因する不作動等について甲は責任を負わない。
3. 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償する。

## 第 11 条(事業の変更・中止等)

1. 甲は、要綱の改正、法令の改廃、社会情勢の変化、予算の状況等に応じ、本事業の内容変更又は中止を行うことができる。
2. 前項により本事業が変更・中止された場合、甲は合理的な方法で公表し、乙は公表内容に従うものとする。
3. 本事業の変更・中止により乙に損害が生じても、甲に帰責事由がない限り、甲はその賠償責任を負わない。

## 第 12 条(反社会的勢力の排除)

1. 乙は、自己が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、関与しないことを表明し、将来にわたってもこれに該当しないことを保証する。
2. 乙が前項に違反した場合、甲は催告なく本契約を解除できる。

## 第 13 条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から当該年度の本事業終了日までとし、以後は甲乙協議の上、更新することができる。

## 第 14 条(解除)

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めた是正の催告にもかかわらず是正されないときは、本契約の全部または一部を解除できる。

- 乙の責に帰すべき事由による解除の場合、甲は乙に対し、損害賠償を請求できる。

## 第 15 条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約または本事業に関して紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 16 条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議のうえ円満に解決を図る。

## 第 17 条(要綱等との関係)

本契約の運用開始日は要綱の附則に従うものとし、要綱等の改正に伴い本契約内容の見直しを行う。

---

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

- 契約日
  - 甲 一般社団法人岸和田市火災予防協会  
住所  
代表者
  - 乙 事業者名  
所在地  
代表者
-